

1 地球環境問題

地球温暖化をはじめとする地球環境問題の解決を目指して、平成13年11月から県民、事業者及び行政が一体となって、環境保全に向けた具体的行動を全県的に展開する「地球環境を守るかごしま県民運動」を推進しています。

さらに、地球温暖化対策推進法に基づき、県内における温室効果ガスの排出の抑制等を図るため、排出抑制目標を定め、県民、事業者及び行政がそれぞれの立場で積極的に地球温暖化防止の取組を進めていくための行動指針として、平成17年3月に「鹿児島県地球温暖化対策推進計画」を策定し、各種施策を推進しています。

また、県においても地域における事業者・消費者として、自ら事務事業における温室効果ガスの排出抑制等を図るため、平成10年12月に「県庁環境保全率先実行計画」を策定し、電気や水等の省エネルギーや廃棄物の減量化等に取り組んでおり、県庁本庁においては、平成18年3月にISO14001の認証を取得し、公共事業を含むすべての事務事業に伴う環境負荷の継続的な低減に努めています。

2 廃棄物・リサイクル対策

平成18年3月、廃棄物の総合的かつ計画的な減量その他の適正処理を進めるため、平成18年から22年を計画期間とする「県廃棄物処理計画」を策定しました。

また、市町村のごみ処理施設の整備を進めるとともに、容器包装リサイクル法に基づく容器包装の分別収集・リサイクルを促進するため、平成17年11月に「県分別収集促進計画」の見直しを行いました。さらに、廃家電についても、平成13年4月に施行された「家電リサイクル法」に基づき、円滑な収集運搬・リサイクルを進めるとともに、離島地域における収集運搬料金の低減化に努めています。

なお、産業廃棄物管理型最終処分場については、自社専用施設を除くと県内に1箇所もない状況にあり、まずは1箇所、公共関与により、できるだけ早い整備を行うため、平成18年5月に「公共関与型処分場対策協議会」を設置し、適地に関する情報収集や候補地選定のための調査・検討を行いました。また、施設の必要性和安全性について、県民の理解と認識を深めるための普及啓発活動を実施しています。

3 化学物質等の環境リスク対策

平成9年度から「大気汚染防止法」に基づき有害大気汚染物質の大気環境中モニタリング調査を実施しています。

また、平成12年度からは「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づき大気、水質、底質及び土壌の汚染状況の常時監視調査や事業場の排出基準監視調査を実施しています。

さらに、平成14年度から「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（化学物質排出把握管理促進法）に基づくP R T R制度により、対象事業者による特定化学物質の排出量、移動量の届出が義務づけられました。県ではそれらの集計結果をホームページで公表しています。

アスベスト対策については、アスベスト関係機関連絡会議による情報の一元化・共有化やアスベスト使用実態等の調査・公表を行うとともに、各種相談窓口の設置や飛散防止対策等、関係機関と連携して「石綿による健康被害の救済に関する法律」等に基づき適切に対応しています。